



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年12月26日火曜日 第2938号外 1

## ◇ 目 次 ◇

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課).....	1
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	47
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....	48
愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	(税務課).....	49
愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	50
国民健康保険法施行条例.....	(保健福祉課医療保険室).....	51
県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例.....	(農地整備課).....	52
愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	(港湾海岸課).....	55
愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課).....	57
愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例.....	(人事課職員厚生室).....	58
知事等の退職手当に関する条例及び常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....	60

## 条 例

### ○愛媛県条例第38号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>414,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>50,700円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>30,500円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>413,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>50,600円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>30,400円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

( 勤 勉 手 当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

**附 則**

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.95（特定幹部職員にあつては、100分の1.15）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

( 勤 勉 手 当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

**附 則**

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.85（特定幹部職員にあつては、100分の1.05）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,156	193,451	229,792	263,021	289,123	319,742	363,712	409,290	459,786
	2	144,260	195,258	231,398	264,929	291,331	321,950	366,323	411,699	462,898
	3	145,465	197,065	232,904	266,736	293,640	324,259	368,832	414,209	465,909
	4	146,569	198,872	234,511	268,844	295,748	326,468	371,443	416,618	468,921
	5	147,673	200,478	236,016	270,651	297,756	328,676	373,350	418,525	471,933
	6	148,777	202,285	237,723	272,558	300,065	330,684	375,860	420,834	474,945
	7	149,882	204,092	239,229	274,466	302,374	332,893	378,169	422,943	477,956
	8	150,986	205,899	240,835	276,574	304,583	335,101	380,678	425,151	481,068
	9	152,090	207,606	242,140	278,682	306,591	337,109	383,188	427,159	483,779
	10	153,496	209,413	243,646	280,690	308,900	339,318	385,899	429,267	486,891
	11	154,801	211,220	245,252	282,798	311,108	341,326	388,509	431,375	489,903
	12	156,106	213,027	246,658	284,806	313,417	343,534	391,219	433,484	493,015
	13	157,411	214,433	248,164	286,814	315,525	345,341	393,629	435,190	495,725
	14	158,917	216,240	249,669	288,922	317,633	347,349	395,938	436,997	498,034
	15	160,423	217,946	250,975	290,930	319,842	349,457	398,146	439,005	500,343
	16	162,029	219,753	252,380	292,938	321,950	351,465	400,556	441,013	502,652
	17	163,334	221,460	253,886	294,845	323,958	353,172	402,363	442,920	504,760
	18	164,840	223,166	255,592	296,853	325,966	355,179	404,370	444,727	506,166
	19	166,346	224,773	257,299	298,961	327,974	356,986	406,278	446,534	507,672
	20	167,852	226,379	259,106	300,969	329,981	358,894	408,085	448,241	509,077
	21	169,257	227,885	260,712	302,977	331,788	360,902	409,992	450,048	510,282
	22	171,968	229,591	262,519	305,085	333,897	362,809	411,799	451,554	511,687
	23	174,578	231,198	264,226	307,093	335,904	364,817	413,606	452,959	513,193
	24	177,188	232,804	265,933	309,201	338,013	366,724	415,514	454,465	514,699
	25	179,898	234,009	267,940	310,907	339,418	368,732	417,321	455,870	515,803
	26	181,605	235,514	269,848	313,016	341,326	370,639	418,827	457,176	516,908
	27	183,312	236,920	271,655	315,023	343,233	372,647	420,332	458,481	518,112
	28	185,018	238,225	273,462	317,031	345,140	374,655	421,939	459,685	519,317
	29	186,524	239,530	275,168	318,838	346,847	376,161	423,545	460,689	520,321
	30	188,331	240,735	277,076	320,846	348,754	377,968	424,850	461,392	521,224
	31	190,138	241,739	278,983	322,954	350,662	379,775	426,155	462,195	522,128
	32	191,845	242,943	280,690	325,062	352,469	381,381	427,360	462,898	523,031

	33	193,451	244,248	282,296	326,367	354,376	383,188	428,564	463,601	523,835
	34	194,957	245,453	284,204	328,375	356,183	384,594	429,869	464,404	524,738
	35	196,463	246,658	286,011	330,283	357,990	386,099	431,175	465,106	525,441
	36	197,969	247,963	287,918	332,391	359,697	387,706	432,379	465,709	525,943
	37	199,274	248,866	289,524	334,298	361,102	389,111	433,584	466,211	526,645
	38	200,579	250,272	291,231	336,206	362,407	390,316	434,387	466,813	527,248
	39	201,884	251,677	293,038	338,213	363,813	391,521	435,190	467,415	528,051
	40	203,189	253,183	294,845	340,121	365,218	392,625	435,993	468,018	528,653
	41	204,494	254,589	296,451	342,028	366,523	393,729	436,596	468,520	529,155
	42	205,799	255,994	298,158	343,936	367,427	394,934	437,298	469,022	
	43	207,104	257,399	299,664	345,743	368,531	396,138	438,001	469,423	
	44	208,409	258,705	301,270	347,650	369,635	397,243	438,704	469,724	
	45	209,614	259,909	302,876	349,156	370,439	397,945	439,507	470,025	
	46	210,919	261,214	304,583	350,561	371,342	398,648	440,310		
	47	212,224	262,620	306,189	352,067	372,246	399,351	440,712		
	48	213,529	263,925	307,896	353,573	373,149	400,054	441,414		
	49	214,633	265,129	308,900	355,179	374,053	400,656	441,916		
	50	215,738	266,234	310,405	355,982	374,856	401,258	442,318		
	51	216,742	267,539	311,911	357,187	375,659	401,760	442,719		
	52	217,846	268,844	313,517	358,191	376,462	402,162	443,121		
	53	218,950	269,848	315,124	359,095	377,165	402,563	443,523		
	54	219,954	270,952	316,730	360,199	377,867	402,865	443,924		
	55	220,858	272,257	318,336	361,102	378,570	403,166	444,326		
	56	221,861	273,562	319,842	362,207	379,273	403,467	444,627		
	57	222,363	274,566	321,348	363,110	379,775	403,768	444,928		
	58	223,267	275,570	322,553	363,813	380,377	404,069	445,330		
	59	224,070	276,474	323,757	364,516	380,980	404,370	445,631		
	60	224,973	277,578	324,962	365,218	381,682	404,672	445,932		
再任	61	225,676	278,682	325,665	365,620	382,084	404,973	446,233		
用職	62	226,680	279,686	326,568	366,222	382,787	405,274			
員以	63	227,483	280,590	327,371	366,925	383,389	405,575			
外の	64	228,387	281,593	328,174	367,628	383,991	405,876			
職員	65	229,089	282,196	329,078	367,929	384,393	406,177			
	66	229,893	283,099	329,479	368,632	384,995	406,479			
	67	230,796	283,802	330,182	369,334	385,597	406,780			
	68	231,900	284,706	330,985	370,037	386,200	407,081			
	69	232,603	285,709	331,788	370,338	386,601	407,282			

70	233,306	286,513	332,491	370,941	387,103	407,583
71	233,908	287,316	333,194	371,643	387,605	407,884
72	234,711	288,119	333,897	372,246	388,208	408,185
73	235,514	288,922	334,399	372,547	388,509	408,386
74	236,217	289,424	335,001	373,149	388,910	408,687
75	236,920	289,825	335,503	373,852	389,312	408,988
76	237,522	290,327	336,105	374,454	389,713	409,189
77	238,225	290,428	336,406	374,856	390,015	409,390
78	239,028	290,829	336,908	375,358	390,316	409,691
79	239,831	291,030	337,310	375,960	390,617	409,992
80	240,534	291,432	337,812	376,462	390,918	410,193
81	241,136	291,632	338,213	376,964	391,119	410,394
82	241,839	291,833	338,715	377,566	391,420	410,695
83	242,542	292,235	339,217	378,068	391,721	410,996
84	243,244	292,536	339,719	378,369	391,922	411,197
85	243,847	292,837	340,020	378,771	392,123	411,398
86	244,550	293,138	340,422	379,273	392,424	
87	245,252	293,439	340,924	379,674	392,725	
88	245,955	293,841	341,326	380,076	392,926	
89	246,557	294,142	341,627	380,478	393,127	
90	247,059	294,544	342,028	380,980	393,428	
91	247,360	294,845	342,530	381,381	393,729	
92	247,762	295,246	342,932	381,783	393,930	
93	248,063	295,347	343,133	382,084	394,131	
94		295,548	343,534			
95		295,949	344,036			
96		296,351	344,438			
97		296,552	344,538			
98		296,853	345,040			
99		297,254	345,441			
100		297,656	345,743			
101		297,857	346,044			
102		298,158	346,445			
103		298,559	346,847			
104		298,861	347,249			
105		299,061	347,750			
106		299,362	348,152			

	107		299,764	348,554						
	108		300,065	348,955						
	109		300,266	349,457						
	110		300,668	349,859						
	111		301,069	350,160						
	112		301,370	350,461						
	113		301,471	350,963						
	114		301,772							
	115		302,073							
	116		302,475							
	117		302,675							
	118		302,876							
	119		303,177							
	120		303,478							
	121		303,880							
	122		304,081							
	123		304,382							
	124		304,683							
	125		304,984							
再任用職員		188,030	215,637	255,793	275,269	290,428	315,927	357,789	391,019	442,318

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,647	182,408	209,011	249,268	292,938	319,541	348,152	382,787	424,047
	2	168,354	184,215	211,019	251,075	294,945	321,749	350,361	384,995	425,854
	3	170,161	186,022	213,027	252,882	297,054	324,058	352,670	387,003	427,761
	4	171,867	187,829	215,035	254,689	299,362	326,167	354,878	389,111	429,669
	5	173,373	189,737	217,043	256,396	301,170	328,476	356,886	390,818	431,074
	6	175,280	192,046	219,050	258,203	303,378	330,684	358,994	392,826	432,781
	7	177,087	194,355	221,058	259,809	305,486	332,993	361,203	394,633	434,387
	8	178,995	196,664	222,966	261,515	307,695	335,202	363,411	396,440	435,893
	9	180,702	198,872	225,074	262,821	309,703	337,009	365,218	398,247	437,499
	10	182,408	201,482	226,881	264,427	311,911	339,318	367,427	400,254	439,206
	11	184,115	203,992	228,688	265,732	314,220	341,526	369,435	402,262	440,812
	12	185,821	206,502	230,495	267,037	316,328	343,835	371,643	404,370	442,418
	13	187,729	208,811	232,402	268,643	318,437	345,843	373,551	406,077	443,523
	14	189,837	210,618	234,310	270,049	320,746	347,951	375,659	408,185	445,129
	15	191,945	212,425	236,217	271,153	322,954	350,160	377,767	410,193	446,936
	16	194,053	214,232	238,125	272,458	325,163	352,268	379,875	412,301	448,743
	17	196,262	216,139	239,731	273,361	326,970	354,376	381,482	414,008	450,349
	18	198,671	218,047	241,538	274,767	329,279	356,384	383,489	415,714	452,156
	19	201,081	219,954	243,345	276,172	331,387	358,392	385,397	417,421	453,963
	20	203,490	221,761	245,152	277,578	333,696	360,500	387,405	419,027	455,670
	21	206,000	223,468	246,758	278,883	335,704	362,307	389,212	420,734	457,276
	22	207,807	225,275	248,164	280,288	337,711	364,315	391,320	422,340	458,983
	23	209,614	227,082	249,368	281,593	339,820	366,222	393,428	423,746	460,589
	24	211,421	228,889	250,673	283,099	341,827	368,330	395,436	425,252	462,396
	25	213,328	230,595	251,978	284,304	343,735	370,037	397,142	426,557	463,902
	26	215,135	232,302	253,283	286,211	345,843	372,045	399,150	427,962	465,307
	27	216,942	234,009	254,589	288,219	347,750	374,053	401,258	429,468	466,813
	28	218,649	235,715	255,793	290,227	349,758	376,060	403,367	431,074	468,118
	29	220,556	237,121	256,998	292,134	351,666	377,968	404,872	432,379	469,323
	30	222,363	238,928	258,102	294,142	353,774	380,076	406,679	434,086	470,025
	31	224,170	240,735	259,407	295,949	355,681	382,184	408,386	435,792	470,728
	32	225,977	242,542	260,512	297,857	357,789	384,192	410,093	437,399	471,431

	33	227,684	243,947	261,114	299,664	359,295	386,099	411,799	438,804	471,933
	34	229,391	245,453	262,319	301,471	361,303	388,208	413,305	440,511	472,736
	35	231,097	246,758	263,423	303,378	363,211	390,316	414,911	442,217	473,439
	36	232,804	248,164	264,628	305,185	365,319	392,223	416,417	443,824	474,041
	37	234,209	249,469	265,531	306,992	367,226	393,930	417,722	445,229	474,342
	38	236,016	250,774	266,736	308,900	369,334	395,436	419,228	445,932	474,945
	39	237,823	251,978	267,740	310,807	371,342	396,741	420,734	446,635	475,447
	40	239,630	253,183	268,744	312,514	373,350	398,146	422,240	447,337	475,948
	41	241,036	254,388	269,948	314,321	375,358	399,351	423,746	447,739	476,450
	42	242,441	255,592	271,354	316,128	377,466	400,455	425,051	448,341	476,852
	43	243,746	256,697	272,659	318,035	379,574	401,459	426,356	449,044	477,254
	44	244,951	257,801	273,863	319,942	381,582	402,463	427,561	449,646	477,655
	45	246,256	258,604	274,968	321,649	383,289	403,668	428,564	450,449	477,956
	46	247,360	259,708	276,474	323,556	384,995	404,872	429,267	451,152	
	47	248,364	260,813	277,979	325,464	386,601	405,977	430,070	451,654	
	48	249,268	262,017	279,586	327,271	388,308	407,181	430,873	452,156	
	49	250,171	262,921	281,393	328,777	389,713	408,486	431,375	452,658	
	50	251,276	264,126	283,099	330,383	390,717	409,290	431,777	452,959	
	51	252,480	265,129	284,806	331,788	391,721	410,093	432,178	453,260	
	52	253,585	266,234	286,312	333,495	392,725	410,795	432,480	453,662	
	53	254,287	267,438	287,818	335,001	394,030	411,297	432,781	454,063	
	54	255,492	268,442	289,625	336,708	395,135	412,000	433,182	454,264	
	55	256,396	269,848	291,331	338,414	396,239	412,703	433,484	454,565	
	56	257,600	271,053	293,038	340,221	397,444	413,305	433,785	454,766	
	57	258,604	272,056	294,544	341,225	398,749	414,008	434,086	455,168	
	58	259,608	273,663	296,250	342,932	399,552	414,409	434,387	455,369	
	59	260,411	275,068	298,057	344,538	400,355	415,012	434,688	455,569	
	60	261,415	276,674	299,864	346,144	401,058	415,614	434,989	455,770	
	61	262,519	278,281	301,270	347,750	401,560	416,016	435,291	456,172	
	62	263,523	279,887	303,077	349,457	402,262	416,618	435,592		
	63	264,628	281,493	304,884	351,164	402,965	417,120	435,893		
	64	265,531	282,999	306,591	352,870	403,668	417,622	436,194		
	65	266,635	284,404	307,996	354,477	403,969	418,124	436,495		
	66	267,840	285,810	309,703	356,083	404,672	418,726	436,796		
	67	269,045	287,316	311,108	357,689	405,374	419,128	437,098		
	68	270,350	288,721	312,815	359,295	405,977	419,630	437,399		
再任	69	271,554	290,327	314,220	360,500	406,378	420,031	437,600		



用職	70	272,960	291,833	315,626	361,905	406,880	420,332	437,901
員以	71	274,365	293,439	317,031	363,211	407,483	420,634	438,202
外の	72	275,670	295,046	318,537	364,616	407,984	420,935	438,503
職員								
	73	276,875	296,250	319,340	365,821	408,486	421,236	438,704
	74	278,281	297,656	320,946	367,025	408,888	421,537	439,005
	75	279,686	299,162	322,452	368,330	409,390	421,838	439,306
	76	280,891	300,668	324,159	369,635	409,892	422,139	439,607
	77	282,095	301,671	325,966	370,941	410,394	422,340	439,808
	78	283,300	303,177	327,672	372,145	410,896	422,641	440,109
	79	284,505	304,382	329,279	373,350	411,498	422,943	440,410
	80	285,509	305,888	330,885	374,555	412,000	423,244	440,712
	81	286,613	307,193	332,592	375,759	412,402	423,445	440,912
	82	287,818	308,598	334,298	376,964	413,004	423,746	441,214
	83	289,123	309,803	335,904	378,068	413,506	424,047	441,515
	84	290,428	311,209	337,611	379,273	413,707	424,248	441,816
	85	291,632	312,212	339,017	380,377	414,008	424,448	442,017
	86	292,837	313,718	340,522	380,980	414,510	424,750	
	87	293,741	315,023	342,028	381,482	414,811	425,051	
	88	294,945	316,529	343,534	382,084	415,112	425,252	
	89	295,949	318,035	344,839	382,686	415,413	425,452	
	90	297,154	319,541	346,044	383,289	415,815	425,753	
	91	298,258	320,946	347,349	383,891	416,216	426,055	
	92	299,463	322,452	348,654	384,493	416,618	426,255	
	93	300,065	323,757	350,059	384,794	416,919	426,456	
	94	301,370	325,062	351,565	385,296			
	95	302,475	326,468	353,071	385,899			
	96	303,780	327,773	354,577	386,401			
	97	304,884	328,978	355,882	386,802			
	98	306,089	330,283	357,087	387,204			
	99	307,293	331,588	358,191	387,806			
	100	308,498	332,893	359,396	388,308			
	101	309,703	334,298	360,500	388,710			
	102	310,707	335,202	361,604	389,212			
	103	311,811	336,306	362,709	389,814			
	104	312,815	337,511	363,913	390,316			
	105	313,618	338,615	365,118	390,617			
	106	314,220	339,719	365,620	391,019			

107	314,823	340,723	366,222	391,521						
108	315,525	341,827	366,825	391,822						
109	316,027	343,032	367,427	392,123						
110	316,529	344,036	367,929	392,625						
111	317,031	345,040	368,431	393,127						
112	317,633	345,943	368,933	393,629						
113	318,437	346,847	369,334	393,930						
114	319,139	347,750	369,736	394,432						
115	319,842	348,754	370,338	394,934						
116	320,545	349,758	370,840	395,436						
117	321,147	350,762	371,242	395,737						
118	321,950	351,264	371,744	396,239						
119	322,653	351,866	372,346	396,741						
120	323,456	352,469	372,848	397,243						
121	324,058	352,770	372,948	397,644						
122	324,360	353,172	373,551	398,146						
123	324,862	353,673	374,053	398,548						
124	325,363	354,075	374,454	399,050						
125	325,665	354,477	374,956	399,451						
126		354,878	375,458							
127		355,380	375,960							
128		355,782	376,462							
129		356,183	376,763							
130			377,265							
131			377,767							
132			378,269							
133			378,570							
134			379,072							
135			379,474							
136			379,875							
137			380,176							
138			380,678							
139			381,180							
140			381,682							
141			381,983							
再任用職員	242,040	253,785	257,901	289,323	305,888	320,043	343,735	378,972	410,695	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	143,356	193,250	280,188	331,788	389,713
	2	144,461	195,860	282,597	333,997	392,625
	3	145,665	198,270	285,007	336,206	395,335
	4	146,770	200,679	287,416	338,213	398,146
	5	147,874	203,189	289,725	340,121	400,254
	6	149,179	205,498	291,934	342,229	402,965
	7	150,484	207,807	293,941	344,337	405,675
	8	151,789	210,015	295,949	346,345	408,386
	9	152,893	212,124	298,057	348,152	410,996
	10	154,600	214,433	300,668	350,160	413,606
	11	156,206	216,942	303,278	352,268	416,317
	12	157,813	219,251	306,089	354,175	419,128
	13	159,318	221,460	308,297	356,183	421,738
	14	161,226	223,869	310,907	358,091	424,448
	15	163,133	226,279	313,417	359,898	427,259
	16	165,141	228,688	316,228	361,805	429,970
	17	166,948	230,997	318,838	363,712	432,480
	18	169,157	233,808	321,047	365,620	435,090
	19	171,365	236,719	323,255	367,327	437,600
	20	173,473	239,630	325,363	369,334	440,210
	21	175,682	242,140	327,672	370,840	442,719
	22	178,091	244,851	329,680	372,848	445,330
	23	180,400	247,360	331,688	374,655	447,940
	24	182,709	250,071	333,696	376,562	450,449
	25	184,817	252,782	335,704	377,968	452,658
	26	187,026	255,191	337,611	379,674	454,967
	27	189,134	257,500	339,418	381,582	457,477
	28	191,242	259,708	341,225	383,489	459,986
	29	193,351	262,419	343,133	385,296	462,496
	30	195,057	264,628	344,839	387,204	465,006
	31	196,864	266,535	346,345	389,111	467,516
	32	198,571	268,643	348,052	391,019	470,025

	33	200,378	270,450	349,457	392,625	472,334
	34	202,285	272,458	350,863	394,432	474,744
	35	204,193	274,566	352,168	396,038	477,153
	36	206,100	276,474	353,673	397,845	479,663
	37	207,807	278,381	354,878	399,050	482,072
	38	209,714	279,887	356,284	400,556	484,582
	39	211,622	281,092	357,589	401,961	486,991
	40	213,529	282,597	358,994	403,367	489,501
	41	215,436	284,003	359,697	404,772	491,810
	42	217,344	285,007	360,801	406,077	494,019
	43	219,251	286,011	362,006	407,583	496,227
	44	221,159	287,015	363,110	409,189	498,436
	45	222,865	287,717	364,315	410,595	500,142
	46	224,773	288,922	365,519	411,799	501,648
	47	226,580	290,127	366,825	413,406	503,255
	48	228,387	291,331	367,929	415,012	504,760
	49	230,093	292,737	369,033	416,317	506,467
	50	231,900	294,042	370,338	417,722	507,873
	51	233,607	295,146	371,643	419,228	509,278
	52	235,314	296,250	372,948	420,634	510,784
	53	236,820	297,455	373,651	422,039	511,888
	54	238,627	298,660	374,655	423,445	513,093
	55	240,333	299,965	375,558	424,850	514,297
	56	241,939	301,069	376,562	426,255	515,502
	57	243,244	302,073	377,366	427,360	516,406
	58	244,449	303,177	378,169	428,665	517,410
	59	245,453	304,382	378,871	430,070	518,413
再任	60	246,557	305,486	379,574	431,375	519,417
用職	61	247,662	306,390	380,176	432,178	520,522
員以	62	248,766	307,494	380,879	433,082	521,425
外の	63	249,669	308,598	381,783	434,086	522,128
職員	64	250,774	309,703	382,686	434,989	522,831
	65	251,978	310,606	383,289	435,893	523,634
	66	253,083	311,710	384,092	436,696	524,437
	67	254,187	312,614	384,895	437,298	525,240
	68	255,090	313,618	385,698	438,101	526,043

69	255,994	314,622	386,300	438,503	526,746
70	257,399	315,626	387,003	439,105	527,549
71	258,905	316,730	387,706	439,607	528,352
72	260,311	317,834	388,408	440,109	529,155
73	261,716	318,437	389,111	440,611	529,858
74	263,122	319,440	389,713		
75	264,527	320,545	390,316		
76	265,631	321,649	391,019		
77	266,736	322,753	391,721		
78	267,940	323,757	392,324		
79	269,245	324,661	392,926		
80	270,350	325,564	393,528		
81	271,655	326,669	394,131		
82	272,960	327,472	394,733		
83	274,265	328,174	395,335		
84	275,470	328,978	395,938		
85	276,574	329,479	396,440		
86	277,678	329,981	396,942		
87	278,983	330,483	397,444		
88	280,188	330,985	398,146		
89	281,092	331,287	398,548		
90	282,296	331,788			
91	283,300	332,290			
92	284,505	332,792			
93	285,408	333,094			
94	286,412	333,495			
95	287,416	333,997			
96	288,420	334,499			
97	288,822	335,001			
98	289,725	335,503			
99	290,428	336,005			
100	291,331	336,507			
101	292,235	337,009			
102	292,938	337,511			
103	293,640	338,013			
104	294,343	338,515			

	105	295,046	339,017			
	106	295,548	339,418			
	107	296,050	339,920			
	108	296,552	340,322			
	109	296,752	340,824			
	110	297,154	341,225			
	111	297,455	341,727			
	112	297,756	342,129			
	113	298,057	342,631			
	114	298,359	343,032			
	115	298,660	343,534			
	116	298,961	343,936			
	117	299,262	344,438			
	118	299,664	344,839			
	119	299,965	345,241			
	120	300,366	345,642			
	121	300,668	346,044			
再任用職員		217,946	259,307	284,204	326,769	385,497

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第4 (第3条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,360	333,094	398,247	472,937
	2	249,870	336,105	401,158	475,246
	3	252,380	339,017	404,069	477,454
	4	254,890	342,028	406,880	479,763
	5	257,199	344,739	409,591	482,072
	6	261,014	348,052	412,301	484,281
	7	264,828	351,164	415,112	486,489
	8	268,643	354,276	417,823	488,698
	9	272,257	357,087	420,232	490,706
	10	276,273	359,998	422,943	492,814
	11	280,288	363,110	425,553	494,922
	12	284,304	366,323	428,263	497,030
	13	288,119	369,334	430,673	499,139
	14	292,134	372,948	433,182	501,247
	15	296,050	376,161	435,592	503,355
	16	299,965	379,875	438,101	505,463
	17	303,780	383,489	440,210	507,571
	18	307,394	386,200	442,619	509,579
	19	310,907	389,011	444,928	511,587
	20	314,521	391,721	447,337	513,595
	21	318,135	394,633	448,944	515,402
	22	321,850	397,243	451,353	517,209
	23	325,363	399,853	453,762	519,116
	24	328,877	402,262	456,071	521,024
	25	332,391	404,471	458,079	522,730
	26	335,202	406,780	460,388	524,537
	27	337,812	408,988	462,597	526,344
	28	340,422	411,297	464,906	528,151
	29	343,233	413,606	467,114	529,858
	30	345,341	415,714	469,423	531,665
	31	347,550	417,722	471,732	533,472
	32	349,959	419,830	473,941	535,279

	33	352,268	421,838	475,948	536,885
	34	354,677	423,746	478,057	538,692
	35	356,886	425,553	480,165	540,399
	36	359,396	427,561	482,273	542,206
	37	361,805	429,468	484,381	543,812
	38	364,214	431,476	486,188	545,418
	39	366,624	433,484	487,995	546,824
	40	368,832	435,491	489,802	548,430
	41	371,141	437,298	491,509	549,936
	42	372,547	439,105	493,316	551,341
	43	374,053	440,812	495,123	552,747
	44	375,458	442,619	496,930	554,052
	45	376,763	444,526	498,536	555,257
	46	378,169	446,333	500,243	556,260
	47	379,674	448,140	502,050	557,264
再任	48	381,180	449,847	503,857	558,268
用職	49	382,385	451,654	505,463	559,272
員以	50	383,389	453,361	506,768	560,176
外の	51	384,393	455,168	508,073	561,079
職員	52	385,296	456,975	509,378	561,983
	53	386,200	458,882	510,483	562,786
	54	387,103	460,087	511,788	563,689
	55	387,806	461,292	513,093	564,593
	56	388,710	462,496	514,398	565,496
	57	389,513	463,701	515,402	566,400
	58	390,416	464,705	516,205	567,303
	59	391,219	465,709	517,008	568,207
	60	392,022	466,713	517,811	568,910
	61	392,625	467,516	518,715	569,813
	62	393,127	468,218	519,518	570,717
	63	393,528	468,921	520,421	571,620
	64	394,030	469,624	521,224	572,524
	65	394,331	470,327	522,128	573,427
	66		471,029	523,031	
	67		471,732	523,734	
	68		472,435	524,638	



69			472,736	525,541	
70			473,439	526,344	
71			474,141	527,248	
72			474,844	528,151	
73			475,246	528,954	
74			475,848	529,858	
75			476,551	530,761	
76			477,254	531,464	
77			477,655	532,267	
78			478,257	533,171	
79			478,860	534,074	
80			479,362	534,978	
81			479,964	535,781	
82			480,466	536,684	
83			480,968	537,588	
84			481,470	538,491	
85			481,872	539,295	
86			482,474	540,198	
87			482,875	541,102	
88			483,377	542,005	
89			483,879	542,808	
90			484,482		
91			485,084		
92			485,486		
93			485,987		
94			486,590		
95			487,192		
96			487,795		
97			488,296		
再任用職員		296,953	339,518	394,131	467,415

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,075	186,123	221,761	247,963	280,088	327,572	372,145
	2	149,480	187,729	223,367	249,268	282,095	329,580	374,856
	3	150,886	189,335	224,973	250,473	284,304	331,788	377,466
	4	152,291	190,941	226,580	251,878	286,412	333,997	380,176
	5	153,496	192,447	227,985	253,083	288,621	335,904	382,586
	6	155,303	194,053	229,591	254,287	290,729	338,113	385,296
	7	157,009	195,660	231,097	255,492	292,837	340,121	387,906
	8	158,716	197,165	232,704	256,596	294,945	342,329	390,617
	9	160,423	198,772	233,908	257,901	296,953	344,136	392,725
	10	162,129	200,478	235,414	258,905	299,162	346,245	395,034
	11	163,836	202,085	236,820	259,909	301,270	348,453	397,243
	12	165,643	203,791	238,024	260,913	303,478	350,561	399,451
	13	167,149	205,397	239,731	262,218	305,587	352,067	401,560
	14	169,056	207,004	241,136	263,724	307,494	354,075	403,567
	15	171,064	208,610	242,341	265,330	309,602	355,982	405,575
	16	172,971	210,216	243,746	266,736	311,610	357,990	407,683
	17	174,879	211,722	244,750	268,242	313,718	359,898	409,490
	18	176,786	213,328	245,955	270,049	315,726	361,905	411,498
	19	178,593	215,035	247,160	271,856	317,834	363,913	413,406
	20	180,501	216,742	248,364	273,663	319,942	365,921	415,514
	21	182,408	218,047	249,770	275,470	321,749	367,728	417,321
	22	183,914	219,552	250,774	277,277	323,757	369,736	418,927
	23	185,420	220,958	251,778	279,084	325,564	371,844	420,533
	24	186,926	222,464	252,882	280,790	327,572	373,952	422,039
	25	188,532	223,869	254,087	282,597	329,379	375,358	423,545
	26	190,038	225,275	255,492	284,505	331,287	377,165	424,850
	27	191,544	226,580	256,898	286,412	333,294	378,972	426,155
	28	192,949	227,885	258,403	288,219	335,302	380,678	427,460
	29	194,455	229,290	259,809	290,127	336,708	382,485	428,765
	30	195,760	230,696	261,515	291,934	338,515	383,991	429,970
	31	197,065	232,202	263,222	293,741	340,221	385,597	431,175
	32	198,370	233,607	264,828	295,648	342,028	387,304	432,279
	33	199,776	234,812	266,334	297,355	343,735	388,609	433,484

	34	201,181	236,117	268,141	299,061	345,542	389,914	434,688
	35	202,587	237,121	269,848	300,868	347,449	391,219	435,893
	36	203,992	238,426	271,554	302,675	349,256	392,424	437,098
	37	205,096	239,831	273,060	304,081	351,063	393,528	438,403
	38	206,401	241,136	274,767	305,787	352,770	394,733	439,206
	39	207,706	242,241	276,474	307,293	354,376	395,837	439,607
	40	209,011	243,546	278,080	308,900	356,083	396,942	440,310
	41	210,216	244,851	279,686	310,606	357,288	397,745	440,812
	42	211,421	246,055	281,292	312,313	358,392	398,548	441,214
	43	212,626	247,260	282,999	313,919	359,596	399,351	441,615
	44	213,830	248,364	284,706	315,626	360,801	400,154	442,017
	45	215,035	249,469	286,211	316,630	362,006	400,556	442,418
	46	216,139	250,874	287,918	318,035	362,809	401,158	442,820
	47	217,143	252,380	289,625	319,541	364,014	401,660	443,221
	48	218,247	253,785	291,231	321,147	365,118	402,061	443,523
	49	219,251	255,392	292,536	322,553	366,122	402,463	443,824
	50	220,255	256,797	294,142	323,858	367,126	402,764	444,225
	51	221,159	258,203	295,447	325,062	368,130	403,065	444,526
	52	222,163	259,508	297,054	326,367	369,134	403,367	444,828
	53	222,665	260,612	298,359	327,472	369,937	403,668	445,129
	54	223,568	262,017	299,864	328,476	370,740	403,969	
再任	55	224,271	263,423	301,270	329,580	371,643	404,270	
用職	56	225,275	264,728	302,776	330,584	372,547	404,571	
員以	57	225,977	265,631	303,880	331,086	373,049	404,872	
外の	58	226,881	266,937	305,085	331,989	373,852	405,174	
職員	59	227,584	268,242	306,289	332,792	374,655	405,475	
	60	228,387	269,547	307,695	333,696	375,458	405,876	
	61	229,290	270,450	309,000	334,499	375,860	406,077	
	62	230,093	271,655	310,205	334,800	376,562	406,378	
	63	230,997	272,960	311,510	335,402	377,265	406,679	
	64	232,101	274,265	312,714	336,105	377,968	406,981	
	65	232,704	275,168	314,120	336,708	378,369	407,181	
	66	233,507	276,273	314,923	337,410	378,972		
	67	234,310	277,176	315,726	338,113	379,674		
	68	235,113	278,281	316,529	338,816	380,277		
	69	235,816	279,284	317,132	339,518	380,678		

70	236 518	280 288	317 834	340 020	381 180
71	237 221	281 393	318 537	340 623	381 682
72	237 823	282 497	319 139	341 225	382 184
73	238 526	283 200	319 842	341 526	382 787
74	239 329	283 902	320 043	342 129	383 289
75	240 132	284 404	320 645	342 631	383 891
76	240 835	285 207	321 248	343 233	384 493
77	241 337	286 011	321 850	343 735	384 995
78	241 939	286 613	322 352	344 237	385 497
79	242 542	287 215	322 854	344 739	385 999
80	243 144	287 818	323 356	345 140	386 501
81	243 445	288 520	323 958	345 441	386 802
82	243 847	289 022	324 460	345 743	387 304
83	244 248	289 424	324 862	346 144	387 706
84	244 650	289 825	325 363	346 445	388 107
85	244 951	290 026	325 865	346 947	388 509
86		290 227	326 267	347 249	
87		290 428	326 468	347 550	
88		290 629	326 869	347 851	
89		291 030	327 271	348 252	
90		291 231	327 672	348 554	
91		291 432	328 074	348 955	
92		291 632	328 476	349 256	
93		292 034	328 777	349 658	
94		292 235	328 978	349 959	
95		292 436	329 379	350 260	
96		292 737	329 680	350 561	
97		293 138	329 881	350 863	
98		293 439	330 182	351 264	
99		293 640	330 483	351 666	
100		293 941	330 785	352 067	
101		294 243	330 985	352 569	
102		294 443	331 287	352 971	
103		294 644	331 688	353 372	
104		294 945	331 889	353 774	
105		295 246	331 989	354 276	

	106			332,290				
	107			332,692				
	108			332,893				
	109			333,094				
	110			333,495				
	111			333,897				
	112			334,298				
	113			334,499				
再任用職員		189,034	215,738	244,048	257,500	282,798	323,657	366,021

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,929	189,536	238,125	261,014	286,111	330,785	375,157
	2	163,334	191,644	239,932	262,017	287,918	332,893	377,767
	3	164,840	193,752	241,739	262,921	289,725	334,901	380,478
	4	166,245	195,760	243,546	264,025	291,632	337,109	383,088
	5	167,751	197,868	244,951	264,728	293,439	339,117	385,296
	6	169,257	200,177	246,256	265,732	295,246	341,225	387,706
	7	170,763	202,486	247,461	266,535	297,154	343,434	390,015
	8	172,269	204,795	248,766	267,539	298,961	345,542	392,324
	9	173,574	207,204	249,770	268,643	300,868	347,048	394,331
	10	175,280	208,610	250,874	269,446	302,776	349,056	396,440
	11	176,887	210,015	251,778	270,551	304,583	350,963	398,648
	12	178,393	211,320	252,681	271,755	306,490	352,971	400,957
	13	179,898	212,726	253,986	273,060	308,096	354,979	402,865
	14	181,906	214,232	255,090	274,365	309,703	357,087	404,872
	15	183,914	215,738	255,894	275,570	311,510	359,195	407,081
	16	185,922	216,942	256,898	276,976	313,317	361,203	409,290
	17	188,130	218,348	257,600	278,281	315,124	363,211	411,297
	18	190,239	219,854	258,504	279,686	316,730	365,218	413,506
	19	192,347	221,359	259,508	280,891	318,437	367,327	415,714
	20	194,455	222,865	260,411	282,296	320,143	369,435	417,823
	21	196,563	224,271	261,315	283,902	321,549	371,141	419,730
	22	198,772	225,977	262,319	285,509	323,055	373,250	421,638
	23	200,980	227,684	263,222	287,015	324,560	375,358	423,445
	24	203,189	229,391	264,226	288,420	326,066	377,366	425,352
	25	205,197	230,796	265,431	289,725	327,572	379,373	427,059
	26	206,502	232,503	266,736	291,532	328,978	380,980	428,665
	27	207,807	234,209	267,940	293,339	330,483	382,887	430,371
	28	209,112	235,916	269,145	295,046	332,090	384,794	431,978
	29	210,317	237,522	270,350	296,552	333,294	386,601	433,283
	30	211,521	238,928	271,856	298,158	334,800	388,308	434,588
	31	212,826	240,233	273,462	299,764	336,206	390,215	436,194
	32	214,031	241,337	274,867	301,471	337,711	392,022	437,700
	33	215,336	242,542	276,474	302,876	339,318	393,729	439,407

34	216,641	243,646	277,979	304,382	340,824	395,436	441,013
35	217,946	244,550	279,284	305,988	342,430	397,243	442,418
36	219,251	245,654	280,590	307,594	343,936	398,949	443,824
37	220,657	246,758	282,196	309,000	345,642	400,556	444,928
38	222,062	247,862	283,601	310,405	347,249	402,262	446,233
39	223,367	248,766	285,107	311,811	348,754	404,069	447,538
40	224,773	249,870	286,513	313,417	350,361	405,876	448,944
41	225,777	250,473	288,018	314,923	351,565	407,382	449,947
42	227,182	251,376	289,524	316,328	353,071	408,888	450,650
43	228,588	252,280	291,030	317,734	354,577	410,394	451,453
44	229,993	253,183	292,636	319,240	355,982	411,699	452,056
45	231,198	253,986	293,941	320,143	357,589	412,803	452,959
46	232,603	254,990	295,347	321,549	358,593	413,907	453,662
47	233,908	255,894	296,853	322,954	360,098	415,012	454,465
48	235,213	256,898	298,359	324,460	361,404	416,216	455,268
49	236,217	257,901	299,563	325,564	362,809	417,522	455,971
50	237,321	259,106	300,868	326,970	364,214	418,626	456,674
51	238,325	260,311	302,073	328,275	365,519	419,830	457,376
52	239,430	261,515	303,478	329,580	366,925	420,935	458,179
53	240,534	262,620	304,884	330,985	368,431	422,139	458,983
54	241,638	264,126	306,189	332,391	369,635	423,143	459,786
55	242,642	265,531	307,594	333,796	370,740	424,248	460,488
56	243,646	266,937	309,000	335,101	371,944	425,352	461,191
57	244,449	268,543	309,903	336,005	373,049	426,456	461,994
58	245,453	270,149	311,108	337,310	373,952	426,958	
59	246,156	271,655	312,313	338,515	374,956	427,561	
60	247,160	273,161	313,718	339,820	375,960	427,962	
61	248,063	274,566	314,823	340,924	376,562	428,564	
62	249,067	276,072	316,128	341,827	377,366	429,066	
63	249,870	277,578	317,433	343,032	378,169	429,468	
64	250,874	278,883	318,637	344,337	378,972	429,970	
65	251,778	280,389	319,942	345,441	379,674	430,572	
66	252,782	281,895	321,248	346,646	380,377	430,974	
67	253,886	283,400	322,553	347,851	381,180	431,275	
68	254,789	284,906	323,858	348,955	381,883	431,576	
69	255,592	286,011	324,560	349,959	382,485	431,978	

	70	256,697	287,516	325,665	350,963	383,088
	71	257,801	289,022	326,769	352,067	383,790
	72	259,006	290,428	327,672	353,172	384,393
	73	260,411	291,532	328,978	353,975	385,096
	74	261,716	292,938	329,680	355,079	385,597
	75	263,021	294,142	330,785	356,183	386,200
	76	264,226	295,447	331,989	357,288	386,702
	77	265,230	296,853	333,094	357,990	387,103
	78	266,334	298,158	334,298	358,793	387,706
	79	267,639	299,362	335,402	359,596	388,208
	80	268,844	300,668	336,607	360,299	388,509
	81	269,848	301,270	337,711	360,902	388,810
	82	270,852	302,475	338,816	361,404	389,312
再任 用職 員以 外の 職員	83	271,956	303,579	339,820	362,006	389,713
	84	273,060	304,784	340,924	362,508	390,015
	85	273,863	305,888	341,827	363,110	390,316
	86	274,767	307,093	342,831	363,612	390,818
	87	275,871	308,297	343,735	364,214	391,320
	88	276,976	309,401	344,739	364,716	391,721
	89	277,879	310,707	345,743	365,118	392,022
	90	278,783	311,911	346,546	365,519	392,424
	91	279,586	313,116	347,349	366,122	392,926
	92	280,590	314,321	348,152	366,624	393,328
	93	281,493	315,124	348,754	366,925	393,729
	94	282,497	315,826	349,357	367,427	
	95	283,400	316,529	350,059	367,828	
	96	284,404	317,132	350,662	368,130	
	97	285,107	317,834	351,063	368,732	
98	285,910	318,135	351,465	369,234		
99	286,513	318,738	351,967	369,736		
100	287,416	319,440	352,368	370,238		
101	288,219	319,842	352,870	370,840		
102	289,022	320,444	353,272	371,342		
103	289,825	321,047	353,774	371,844		
104	290,629	321,649	354,175	372,246		
105	291,331	322,051	354,477	372,848		



106	291 833	322 553	354 979	373 350
107	292 335	323 055	355 380	373 852
108	292 837	323 556	355 681	374 354
109	293 038	323 958	356 183	374 956
110	293 339	324 360	356 685	375 358
111	293 540	324 661	357 187	375 860
112	293 941	324 962	357 689	376 362
113	294 243	325 363	358 191	376 964
114	294 443	325 765	358 693	
115	294 845	326 167	359 195	
116	295 146	326 468	359 596	
117	295 447	326 669	359 998	
118	295 748	326 970	360 400	
119	296 050	327 371	360 902	
120	296 451	327 572	361 404	
121	296 752	327 773	361 805	
122	297 154	328 074	362 307	
123	297 455	328 375	362 809	
124	297 857	328 676	363 311	
125	298 057	328 877	363 612	
126	298 258	329 178		
127	298 559	329 580		
128	298 961	329 781		
129	299 162	329 881		
130	299 463	330 182		
131	299 864	330 584		
132	300 266	330 785		
133	300 467	331 086		
134	300 768	331 487		
135	301 170	331 889		
136	301 471	332 290		
137	301 671	332 592		
138	301 973	332 993		
139	302 374	333 395		
140	302 675	333 796		
141	302 876	334 097		

142	303,278	334,499					
143	303,679	334,800					
144	303,980	335,202					
145	304,081	335,503					
146	304,382	335,904					
147	304,683	336,306					
148	305,085	336,708					
149	305,285	337,009					
150	305,486	337,410					
151	305,787	337,812					
152	306,089	338,213					
153	306,490	338,515					
154	306,691						
155	306,892						
156	307,193						
157	307,494						
158	307,795						
159	308,096						
160	308,398						
161	308,799						
162	309,100						
163	309,401						
164	309,703						
165	310,104						
166	310,405						
167	310,707						
168	311,008						
169	311,409						
再任用職員	235,615	255,994	263,222	273,462	289,825	327,070	371,643

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p><b>第2条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。)、へき地手当(第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条 _____ において同じ。)、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>15年以内</u>、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>50,000円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4 _____ において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第2条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。)、へき地手当(第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条、<u>附則第15項第3号及び附則第17項</u>において同じ。)、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第18条の4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>10年以内</u>、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>30,500円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで <u>及び附則第15項第5号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4 <u>及び附則第18項</u>において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)～(4) 省略

3 省略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在\_\_\_\_\_）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 省略

（勤勉手当）

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条\_\_\_\_\_においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項\_\_\_\_\_において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職	1～93 省略	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	94		295,548	343,534	382,586					
	95		295,949	344,036	382,987					
	96		296,351	344,438	383,389					

(1)～(4) 省略

3 省略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第15項第5号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 省略

（勤勉手当）

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第15項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職	1～93 省略	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	94		295,548	343,534	_____					
	95		295,949	344,036	_____					
	96		296,351	344,438	_____					

員	97	296,552	344,538	383,690					
以	98	296,853	345,040	384,192					
外	99	297,254	345,441	384,594					
の	100	297,656	345,743	384,995					
職	員								
員	101	297,857	346,044	385,296					
	102 ~								
	125								
	省略								
省	略								

備考 省略

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再	94	301,370	325,062	351,565	385,296	417,321				
任	95	302,475	326,468	353,071	385,899	417,722				
用	96	303,780	327,773	354,577	386,401	418,124				
職										
員	97	304,884	328,978	355,882	386,802	418,425				
以	98	306,089	330,283	357,087	387,204	418,827				
外	99	307,293	331,588	358,191	387,806	419,228				
の	100	308,498	332,893	359,396	388,308	419,630				
職										
員	101	309,703	334,298	360,500	388,710	419,931				
	102 ~									
	141									
	省略									
省	略									

備考 省略

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

イ 省略

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

員	97	296,552	344,538						
以	98	296,853	345,040						
外	99	297,254	345,441						
の	100	297,656	345,743						
職									
員	101	297,857	346,044						
	102 ~								
	125								
	省略								
省	略								

備考 省略

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再	94	301,370	325,062	351,565	385,296					
任	95	302,475	326,468	353,071	385,899					
用	96	303,780	327,773	354,577	386,401					
職										
員	97	304,884	328,978	355,882	386,802					
以	98	306,089	330,283	357,087	387,204					
外	99	307,293	331,588	358,191	387,806					
の	100	308,498	332,893	359,396	388,308					
職										
員	101	309,703	334,298	360,500	388,710					
	102 ~									
	141									
	省略									
省	略									

備考 省略

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

イ 省略

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外	1 ~ 85 省略							
	86	290,227	326,267	347,249	389,011			
	87	290,428	326,468	347,550	389,412			
	88	290,629	326,869	347,851	389,814			
	89	291,030	327,271	348,252	390,215			
	90	291,231	327,672	348,554	390,717			
	91	291,432	328,074	348,955	391,119			
	92	291,632	328,476	349,256	391,521			
	93	292,034	328,777	349,658	391,922			
	94 ~ 113 省略							
省略								

備考 省略

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外	1 ~ 93 省略							
	94	282,497	315,826	349,357	367,427	394,131		
	95	283,400	316,529	350,059	367,828	394,633		
	96	284,404	317,132	350,662	368,130	395,034		
	97	285,107	317,834	351,063	368,732	395,436		
	98	285,910	318,135	351,465	369,234	395,837		
	99	286,513	318,738	351,967	369,736	396,339		
	100	287,416	319,440	352,368	370,238	396,741		
	101	288,219	319,842	352,870	370,840	397,142		
	102 ~ 169 省略							
省略								

備考 省略

		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外	1 ~ 85 省略							
	86	290,227	326,267	347,249				
	87	290,428	326,468	347,550				
	88	290,629	326,869	347,851				
	89	291,030	327,271	348,252				
	90	291,231	327,672	348,554				
	91	291,432	328,074	348,955				
	92	291,632	328,476	349,256				
	93	292,034	328,777	349,658				
	94 ~ 113 省略							
省略								

備考 省略

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外	1 ~ 93 省略							
	94	282,497	315,826	349,357	367,427			
	95	283,400	316,529	350,059	367,828			
	96	284,404	317,132	350,662	368,130			
	97	285,107	317,834	351,063	368,732			
	98	285,910	318,135	351,465	369,234			
	99	286,513	318,738	351,967	369,736			
	100	287,416	319,440	352,368	370,238			
	101	288,219	319,842	352,870	370,840			
	102 ~ 169 省略							
省略								

備考 省略

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.95</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.85</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,909	172,871	262,118	291,231	407,884
	2	158,415	174,979	264,628	293,841	409,390
	3	159,921	177,087	266,937	296,752	410,896
	4	161,427	179,296	269,245	299,262	412,402
	5	163,133	181,304	271,856	301,772	413,807
	6	165,041	183,512	274,265	304,181	415,213
	7	166,848	185,721	276,474	306,490	416,718
	8	168,655	187,930	278,682	308,900	418,325
	9	170,462	190,239	280,991	311,309	419,730
	10	172,570	193,049	283,300	313,919	421,136
	11	174,578	195,760	285,709	316,630	422,541
	12	176,586	198,471	287,918	319,541	423,846
	13	178,593	201,382	290,327	322,051	425,151
	14	180,802	203,088	292,436	324,058	426,557
	15	183,010	204,795	294,343	326,066	427,962
	16	185,219	206,502	296,351	328,375	429,368
	17	187,528	208,309	298,459	330,483	430,572
	18	190,138	210,015	300,969	332,692	431,877
	19	192,648	211,722	303,478	335,001	433,082
	20	195,158	213,328	306,189	337,109	434,387
	21	197,667	215,135	308,498	339,418	435,491
	22	199,374	217,043	311,108	341,627	436,696
	23	201,081	218,950	313,417	343,936	438,001
	24	202,787	220,858	316,128	346,245	439,306
	25	204,293	222,564	318,738	348,052	440,611
	26	205,899	224,572	321,047	349,859	441,816
	27	207,506	226,580	323,456	351,766	442,820
	28	209,011	228,588	325,665	353,673	443,924
	29	210,718	230,495	327,974	355,480	445,129
	30	212,425	233,205	329,981	357,288	445,932
	31	214,131	235,916	332,190	358,994	446,735
	32	215,838	238,627	334,399	360,902	447,639



33	217,344	241,237	336,306	362,407	448,542
34	219,050	244,048	338,414	364,114	449,044
35	220,757	246,658	340,522	365,620	449,546
36	222,464	249,368	342,530	367,427	450,048
37	223,970	251,878	344,538	369,334	450,550
38	225,676	254,388	346,445	370,840	
39	227,383	256,898	348,453	372,246	
40	229,089	259,206	350,361	373,852	
41	230,696	261,917	352,067	374,956	
42	232,402	264,326	353,874	376,362	
43	234,009	266,535	355,480	377,767	
44	235,615	268,744	357,187	379,273	
45	237,321	270,852	358,994	380,779	
46	238,827	273,060	360,701	382,385	
47	240,132	275,269	362,106	383,991	
48	241,538	277,277	363,712	385,497	
49	242,943	279,586	364,917	386,903	
50	244,349	281,593	366,423	388,408	
51	245,855	283,501	368,029	389,914	
52	247,059	285,509	369,635	391,320	
53	248,164	287,316	371,141	392,524	
54	249,569	289,725	372,647	393,829	
55	250,774	292,034	374,153	394,934	
56	251,978	294,544	375,659	396,038	
57	253,183	296,652	377,165	397,444	
58	254,388	299,162	378,570	398,648	
59	255,492	301,471	379,976	399,853	
60	256,697	304,181	381,281	401,158	
61	258,102	306,591	382,184	402,363	
62	259,307	309,000	383,389	403,367	
63	260,512	311,510	384,594	404,772	
64	261,415	313,819	385,698	406,077	
65	262,419	316,128	386,601	407,282	
66	263,824	318,336	387,806	408,386	
67	265,230	320,444	388,810	409,591	
68	266,736	322,653	389,914	410,695	

	69	268,342	324,761	391,119	411,699
	70	269,848	326,869	392,123	412,904
	71	271,354	329,078	393,227	414,108
	72	272,759	331,086	394,432	415,313
	73	273,763	333,194	395,436	415,915
	74	274,968	335,302	396,540	416,718
	75	276,273	337,511	397,644	417,421
	76	277,477	339,719	398,749	417,923
再任					
用教	77	278,783	341,426	399,652	418,224
育職	78	279,887	343,333	400,556	418,626
員以	79	281,092	345,040	401,560	419,027
外の	80	282,296	346,847	402,563	419,429
教育					
職員	81	283,501	348,654	403,367	419,730
	82	284,404	350,461	404,170	420,132
	83	285,609	351,967	404,872	420,533
	84	286,814	353,774	405,675	420,834
	85	287,818	354,979	406,378	421,136
	86	288,721	356,585	407,181	421,537
	87	289,424	358,091	407,884	421,939
	88	290,428	359,596	408,587	422,240
	89	291,432	361,002	409,189	422,541
	90	292,335	362,307	409,892	422,842
	91	293,239	363,712	410,394	423,143
	92	294,142	365,118	411,097	423,344
	93	294,443	366,624	411,498	423,545
	94	295,146	367,929	411,900	
	95	295,849	369,234	412,201	
	96	296,652	370,439	412,502	
	97	297,455	371,443	412,803	
	98	298,258	372,446	413,104	
	99	299,061	373,450	413,406	
	100	299,764	374,454	413,606	
	101	300,668	375,358	413,807	
	102	301,170	376,362	414,108	
	103	301,671	377,366	414,409	
	104	302,173	378,369	414,610	

105	302,374	379,173	414,811
106	302,776	380,076	415,112
107	303,077	380,980	415,413
108	303,278	381,983	415,614
109	303,478	382,787	415,815
110	303,679	383,790	416,116
111	303,980	384,794	416,417
112	304,282	385,798	416,618
113	304,482	386,401	416,819
114	304,683	387,304	417,120
115	304,884	388,208	417,421
116	305,185	389,111	417,622
117	305,486	389,914	417,823
118	305,787	390,617	
119	306,089	391,420	
120	306,390	392,223	
121	306,490	392,826	
122	306,691	393,629	
123	306,992	394,331	
124	307,293	395,034	
125	307,494	395,636	
126		396,339	
127		396,841	
128		397,444	
129		398,146	
130		398,749	
131		399,251	
132		399,752	
133		400,054	
134		400,355	
135		400,656	
136		400,957	
137		401,258	
138		401,560	
139		401,861	
140		402,162	

	141		402,463			
	142		402,764			
	143		403,065			
	144		403,367			
	145		403,567			
	146		403,868			
	147		404,170			
	148		404,370			
	149		404,571			
	150		404,872			
	151		405,174			
	152		405,374			
	153		405,575			
	154		405,876			
	155		406,177			
	156		406,378			
	157		406,579			
再任用教育職員		225,676	271,755	298,861	325,263	406,378

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,529円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2 (第4条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,909	201,382	330,483	418,124
	2	158,415	203,088	332,692	419,931
	3	159,921	204,795	335,001	421,738
	4	161,427	206,502	337,109	423,445
	5	163,133	208,309	339,418	424,950
	6	165,041	210,015	341,627	426,456
	7	166,848	211,722	343,936	428,364
	8	168,655	213,328	346,245	430,271
	9	170,462	215,135	348,052	432,078
	10	172,570	217,043	350,160	433,885
	11	174,578	218,950	352,268	435,792
	12	176,586	220,858	354,376	437,600
	13	178,593	222,564	356,484	439,306
	14	180,802	224,572	358,492	441,214
	15	183,010	226,580	360,500	443,021
	16	185,219	228,588	362,508	444,928
	17	187,528	230,495	364,315	446,635
	18	190,138	233,205	366,222	448,442
	19	192,648	235,916	368,029	450,249
	20	195,158	238,627	370,037	452,056
	21	197,667	241,237	371,643	453,662
	22	199,374	244,048	373,551	455,369
	23	201,081	246,658	375,458	457,276
	24	202,787	249,368	377,366	458,983
	25	204,293	251,878	378,671	460,689
	26	206,000	254,388	380,478	462,295
	27	207,706	256,898	382,285	463,902
	28	209,313	259,206	384,192	465,408
	29	210,819	261,917	386,099	466,913
	30	212,525	264,326	388,007	468,218
	31	214,232	266,535	389,914	469,524
	32	215,938	268,744	391,922	470,829

33	217,545	270,852	393,629	472,033
34	219,352	273,060	395,335	472,736
35	221,159	275,269	396,942	473,439
36	222,966	277,277	398,749	474,141
37	224,572	279,586	399,953	474,744
38	226,379	281,593	401,459	
39	228,186	283,501	402,865	
40	229,993	285,509	404,270	
41	231,700	287,316	405,977	
42	233,406	289,725	407,382	
43	235,012	292,034	408,687	
44	236,619	294,544	410,193	
45	238,125	296,652	411,799	
46	239,530	299,162	413,104	
47	240,835	301,471	414,610	
48	242,040	304,181	416,216	
49	243,546	306,591	417,923	
50	245,051	309,000	419,329	
51	246,256	311,510	420,935	
52	247,762	313,819	422,441	
53	248,967	316,128	424,147	
54	250,171	318,336	425,653	
55	251,577	320,444	427,259	
56	252,681	322,653	428,866	
57	253,986	324,761	430,371	
58	255,090	326,869	431,877	
59	256,195	328,978	433,082	
60	257,399	330,985	434,287	
61	258,705	333,094	435,491	
62	260,010	335,202	436,796	
63	261,415	337,410	438,101	
64	262,519	339,619	439,306	
65	263,824	341,426	440,511	
66	265,330	343,634	441,716	
67	266,836	345,642	442,920	
68	268,543	347,851	444,125	

	69	270,049	349,658	445,330
	70	271,454	351,565	446,534
	71	272,860	353,673	447,739
	72	274,265	355,681	448,944
	73	275,369	357,288	450,048
再任	74	276,775	359,195	450,650
用教	75	278,180	361,002	451,152
育職	76	279,385	362,909	451,654
員以				
外の	77	280,690	364,817	452,156
教育	78	281,895	366,523	
職員	79	283,099	368,230	
	80	284,304	369,836	
	81	285,408	371,342	
	82	286,613	372,848	
	83	287,818	374,354	
	84	289,022	375,759	
	85	290,127	376,864	
	86	291,231	378,269	
	87	292,235	379,674	
	88	293,439	380,980	
	89	294,544	382,285	
	90	295,648	383,590	
	91	296,853	384,794	
	92	298,057	386,099	
	93	298,660	387,405	
	94	299,664	388,509	
	95	300,768	389,814	
	96	301,973	391,019	
	97	302,977	392,424	
	98	304,081	393,428	
	99	305,085	394,532	
	100	306,189	395,536	
	101	307,093	396,440	
	102	308,197	397,444	
	103	309,301	398,548	
	104	310,305	399,652	

105	310 ,907	400 ,355
106	311 ,811	401 ,258
107	312 ,614	402 ,162
108	313 ,417	403 ,065
109	314 ,321	403 ,868
110	314 ,722	404 ,772
111	315 ,124	405 ,575
112	315 ,626	406 ,378
113	316 ,228	406 ,981
114	316 ,630	407 ,683
115	317 ,132	408 ,386
116	317 ,633	409 ,089
117	318 ,236	409 ,691
118	318 ,738	410 ,193
119	319 ,139	410 ,595
120	319 ,641	410 ,996
121	320 ,143	411 ,398
122	320 ,545	411 ,699
123	321 ,047	412 ,000
124	321 ,549	412 ,201
125	322 ,151	412 ,402
126	322 ,452	412 ,703
127	322 ,753	413 ,004
128	323 ,055	413 ,205
129	323 ,255	413 ,406
130	323 ,556	413 ,707
131	323 ,858	414 ,008
132	324 ,159	414 ,209
133	324 ,360	414 ,409
134	324 ,560	414 ,711
135	324 ,761	415 ,012
136	325 ,062	415 ,213
137	325 ,363	415 ,413
138	325 ,564	415 ,714
139	325 ,865	416 ,016
140	326 ,167	416 ,216



	141	326,367	416,417		
	142	326,568	416,718		
	143	326,869	417,020		
	144	327,070	417,220		
	145	327,371	417,421		
	146	327,572			
	147	327,873			
	148	328,174			
	149	328,375			
	150	328,576			
	151	328,877			
	152	329,178			
	153	329,379			
再任用教育職員		234,511	274,968	331,989	416,417

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,730円をそれぞれ加算した額とする。

**第4条** 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p><b>第3条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第12条の3に規定する手当を含む。第18条 _____ において同じ。)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。第18条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在 _____ )において教育職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教育職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第19条の4</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条 _____ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第3条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第12条の3に規定する手当を含む。第18条<u>及び</u>附則第15項において同じ。)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。第18条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで<u>及び</u>附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第13項第4号において同じ。</u>)において教育職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教育職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第19条の4</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条<u>及び</u>附則第13項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員(人事委員会規則で定める教育職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項</p>

\_\_\_\_\_において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤め手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1(第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教育職員以外の教育職員	1～93 省略	円	円	円	円	円
	94	295,146	367,929	411,900	<u>423,846</u>	
	95	295,849	369,234	412,201	<u>424,147</u>	
	96	296,652	370,439	412,502	<u>424,348</u>	
	97	297,455	371,443	412,803	<u>424,549</u>	
	98	298,258	372,446	413,104	<u>424,850</u>	
	99	299,061	373,450	413,406	<u>425,151</u>	
	100	299,764	374,454	413,606	<u>425,352</u>	
	101	300,668	375,358	413,807	<u>425,553</u>	
	102～157 省略					
省略						

備考 省略

及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤め手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1(第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教育職員以外の教育職員	1～93 省略	円	円	円	円	円
	94	295,146	367,929	411,900		
	95	295,849	369,234	412,201		
	96	296,652	370,439	412,502		
	97	297,455	371,443	412,803		
	98	298,258	372,446	413,104		
	99	299,061	373,450	413,406		
	100	299,764	374,454	413,606		
	101	300,668	375,358	413,807		
	102～157 省略					
省略						

備考 省略

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第6条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事等の給与)	(知事等の給与)

**第3条 省略**

2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

**第3条 省略**

2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）																																
<b>第6条 省略</b>	<b>第6条 省略</b>																																
2 省略	2 省略																																
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「 <u>100分の162.5</u> 」とする。																																
<b>別表第1（第5条関係）</b>	<b>別表第1（第5条関係）</b>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>396,540</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>456,774</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>517,008</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>597,320</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>694,698</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>793,081</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>396,540</u>	2	<u>456,774</u>	3	<u>517,008</u>	4	<u>597,320</u>	5	<u>694,698</u>	6	<u>793,081</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>395,497</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>455,725</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>516,957</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>597,261</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>694,629</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>793,002</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>395,497</u>	2	<u>455,725</u>	3	<u>516,957</u>	4	<u>597,261</u>	5	<u>694,629</u>	6	<u>793,002</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>396,540</u>																																
2	<u>456,774</u>																																
3	<u>517,008</u>																																
4	<u>597,320</u>																																
5	<u>694,698</u>																																
6	<u>793,081</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>395,497</u>																																
2	<u>455,725</u>																																
3	<u>516,957</u>																																
4	<u>597,261</u>																																
5	<u>694,629</u>																																
6	<u>793,002</u>																																
<b>別表第2（第5条関係）</b>	<b>別表第2（第5条関係）</b>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>330,283</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>366,423</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>394,532</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>330,283</u>	2	<u>366,423</u>	3	<u>394,532</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>329,246</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>365,383</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>393,489</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>329,246</u>	2	<u>365,383</u>	3	<u>393,489</u>												
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>330,283</u>																																
2	<u>366,423</u>																																
3	<u>394,532</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>329,246</u>																																
2	<u>365,383</u>																																
3	<u>393,489</u>																																

**第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）
<b>第6条 省略</b>	<b>第6条 省略</b>
2 省略	2 省略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表第1(第7条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,454</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,641</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,836</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>534,074</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>609,367</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>711,765</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>832,233</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	374,454	2	<u>422,641</u>	3	<u>472,836</u>	4	<u>534,074</u>	5	<u>609,367</u>	6	<u>711,765</u>	7	<u>832,233</u>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p><b>別表第1(第7条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">373,413</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,596</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,789</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>534,021</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>609,306</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>711,694</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>832,150</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	373,413	2	<u>421,596</u>	3	<u>472,789</u>	4	<u>534,021</u>	5	<u>609,306</u>	6	<u>711,694</u>	7	<u>832,150</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	374,454																																				
2	<u>422,641</u>																																				
3	<u>472,836</u>																																				
4	<u>534,074</u>																																				
5	<u>609,367</u>																																				
6	<u>711,765</u>																																				
7	<u>832,233</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	373,413																																				
2	<u>421,596</u>																																				
3	<u>472,789</u>																																				
4	<u>534,021</u>																																				
5	<u>609,306</u>																																				
6	<u>711,694</u>																																				
7	<u>832,150</u>																																				

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p><b>第8条 省略</b></p>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p><b>第8条 省略</b></p>

- 2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。
- 4 省略

- 2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 4 省略

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（同日において、一般職の国家公務員の俸給月額改定に係る法律が施行されていない場合にあっては、当該法律施行の日）から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は平成29年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条の4及び附則第18項の規定、改正後の教育職員給与条例第19条の4及び附則第16項の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第3条の規定、改正後の任期付研究員条例第6条の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条の規定は同年12月1日から適用する。

### （給与の内払）

- 3 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の教育職員給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

### （人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第39号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（イ） 省略</p> <p>（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（<u>第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（ウ） 省略</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p><b>第3条の2</b> <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子が1歳6箇月に達する日の翌日（当該子が1歳6箇月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子が1歳6箇月に達する日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が同日において県等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子が1歳6箇月に達する日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p><b>第5条</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（イ） 省略</p> <p>（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日 _____ までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（ウ） 省略</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p><b>第5条</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること又は第3条の2の規定に該当すること。

(7) 省略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 省略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

\_\_\_\_\_その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること \_\_\_\_\_。

(7) 省略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第13条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 省略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第40号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条 第4条、第7条関係)			別表(第2条 第4条、第7条関係)		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～100 省略			1～100 省略		
100の2 不動産特定共同事業法	小規模不動産	60,000円			
第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	特定共同事業登録申請手数料				
100の3 不動産特定共同事業法	小規模不動産	60,000円			
第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業	特定共同事業				



規模不動産特定共同事業の登録 の更新の申請に対する審査	登録更新申請 手数料	
101～102 省略		
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～12の5 省略		
13 通訳案内士法（昭和24年法律 第210号）第18条の規定に基づく 全国通訳案内士の登録の申請に 対する審査	全国通訳案内 士登録申請手 数料	省略
14 通訳案内士法第23条第2項の 規定に基づく全国通訳案内士登 録証の訂正	全国通訳案内 士登録証訂正 手数料	省略
15 通訳案内士法第24条の規定に 基づく全国通訳案内士登録証の 再交付	全国通訳案内 士登録証再交 付手数料	省略
16～25 省略		
25の2 旅行業法施行令第5条第 2項の規定に基づく旅行業法第 23条に規定する旅行サービス手 配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス 手配業登録申 請手数料	15,000円
25の3 省略		
25の4 省略		
26～66 省略		
備考 省略		

101～102 省略		
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～12の5 省略		
13 通訳案内士法（昭和24年法律 第210号）第18条の規定に基づく 通訳案内士の登録の申請に 対する審査	通訳案内士登 録申請手数料	省略
14 通訳案内士法第23条第2項の 規定に基づく通訳案内士登録証 の訂正	通訳案内士登 録証訂正手 数料	省略
15 通訳案内士法第24条の規定に 基づく通訳案内士登録証の 再交付	通訳案内士登 録証再交付手 数料	省略
16～25 省略		
25の2 省略		
25の3 省略		
26～66 省略		
備考 省略		

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表6の表13の項から15の項までの改正規定は、平成30年1月4日から施行する。
- この条例の施行の日から平成30年1月3日までの間における改正後の愛媛県手数料条例別表6の表25の2の項の規定の適用については、同項事務の欄中「旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する」とあるのは、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定に基づく」とする。

○愛媛県条例第41号

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><u>第1条</u> 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」とい</p>	<p>愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項</p>

う。)第4条第2項第1号に規定する促進区域(以下「促進区域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(不動産取得税の課税免除)

第2条 促進区域内において、法第4条第1項...に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が平成31年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、法第24条...に規定する承認地域経済牽引事業...のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者...に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

に規定する同意集積区域(以下「同意集積区域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(不動産取得税の課税免除)

第2条 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意(当該同意が平成30年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした事業者(同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる企業立地計画に従って家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者に対する不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第42号

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns describe Article 2 of the ordinance regarding business tax exemptions for designated areas, with the amendment changing the reference law from 18 to 19.

公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県条例第43号

国民健康保険法施行条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 国民健康保険法施行条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2第1項及び第75条の7第1項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第3条第5項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項及び第3項、第9条第3項から第7項まで及び第9項、第10条第3項から第5項まで及び第7項並びに第11条第3項から第5項まで及び第7項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、法、国民健康保険法施行令及び算定政令で使用する用語の例による。

（愛媛県国民健康保険運営協議会の委員の定数）

**第3条** 法第11条第1項の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

（国民健康保険保険給付費等交付金）

**第4条** 普通交付金は、知事の定めるところにより、予算の範囲内で、市町に対し、算定政令第6条第2項に掲げる費用を勘案した額を交付する。

2 特別交付金は、知事の定めるところにより、予算の範囲内で、市町に対し、算定政令第6条第6項各号に掲げる額の合算額を交付する。

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

**第5条** 県は、年度ごとに、各市町から、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例の定めるところにより、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 前項の規定により納付金を徴収するときは、あらかじめ、当該年度において各市町が納付すべき納付金の額を算定し、当該市町に通知するものとする。

（医療費指数反映係数）

**第6条** 医療費指数反映係数は、各市町に係る一般納付金基礎額に当該市町に係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるよう知事が定める数とする。

2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

（年齢調整後医療費指数）

**第7条** 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数）

**第8条** 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- (1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額
- (2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額
- 2 知事は、前項の一般納付金所得係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。  
(一般納付金所得等割合)
- 第9条** 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。  
(一般納付金被保険者数等割合)
- 第10条** 一般納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。  
(一般納付金被保険者均等割指数)
- 第11条** 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え1未満の範囲内において知事が定める数とする。  
(後期高齢者支援金等納付金所得係数)
- 第12条** 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。
  - (1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額
  - (2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額
- 2 知事は、前項の後期高齢者支援金等納付金所得係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。  
(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)
- 第13条** 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。  
(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)
- 第14条** 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。  
(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)
- 第15条** 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え1未満の範囲内において知事が定める数とする。  
(介護納付金納付金所得係数)
- 第16条** 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。
- 2 知事は、前項の介護納付金納付金所得係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。  
(介護納付金納付金所得等割合)
- 第17条** 介護納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。  
(介護納付金賦課被保険者数等割合)
- 第18条** 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。  
(介護納付金納付金被保険者均等割指数)
- 第19条** 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え1未満の範囲内において知事が定める数とする。  
(委任)
- 第20条** この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第44号

県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例

(県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

**第1条** 県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和26年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例</b> (この条例の目的)	<b>県営土地改良事業分担金徴収条例</b> (この条例の目的)
<b>第1条</b> 県営土地改良事業を行うために必要な経費について土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条	<b>第1条</b> 県営土地改良事業を行うために必要な経費について土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条(都

\_\_\_\_\_の規定による分担金（以下「分担金」という。）及び法第91条の2の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

（分担金の範囲及び基準）

**第2条** 分担金 \_\_\_\_\_ の額は、各年度ごとに、当該県営土地改良事業に要する費用（事務費を除く。）のうち通常の割合により国から交付の決定を受けた補助金の額を除いたものの2分の1に相当する額（次の各号に規定する事業又は工事にあつては、当該各号に規定する額）から法 \_\_\_\_\_ 第91条第6項の規定により市町に負担させる額を差し引いて得た額の範囲内において知事が定める。

(1)・(2) 省略

2 \_\_\_\_\_ 分担金の賦課基準は、当該県営土地改良事業によつてその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案して知事が定める。  
（分担金納付義務者）

**第3条** \_\_\_\_\_ 分担金は、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法 \_\_\_\_\_ 第3条に規定する資格を有する者及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7各号に掲げる者から徴収する。

2 省略

（特別徴収金）

**第4条** 県は、知事が指定する県営土地改良事業（法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業及び法第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 県は、知事が指定する法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者に該当する者が、当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画の作成につき法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につき当該各号に定める場合に該当することとなつたときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

道府県営土地改良事業分担金）の規定による分担金 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

（分担金の範囲及び基準）

**第2条** 前条の分担金（第4条に規定するものを除く。）の額は、各年度ごとに、当該県営土地改良事業に要する費用（事務費を除く。）のうち通常の割合により国から交付の決定を受けた補助金の額を除いたものの2分の1に相当する額（次の各号に規定する事業又は工事にあつては、当該各号に規定する額）から土地改良法第91条第6項の規定により市町に負担させる額を差し引いて得た額の範囲内において知事が定める。

(1)・(2) 省略

2 前項の分担金の賦課基準は、当該県営土地改良事業によつてその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案して知事が定める。  
（分担金納付義務者）

**第3条** 前条の規定により算定した分担金は、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者その他農林水産大臣の指定する \_\_\_\_\_ 者から徴収する。

2 省略

（知事の指定する事業についての分担金の特例）

**第4条** 県は、国から補助金の交付を受けて行なう県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について土地改良法第3条に規定する資格を有するものから、第3条第1項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該県営土地改良事業について国から交付された補助金及び県費負担相当の額をその者が土地改良法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割りふつて得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部が当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額（農地が農地以外に転用されることに伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付せしめる旨の条件を付した分担金を徴収する。

2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該県営土地改良事業に係る第3条第1項の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。

3 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該県営土地改良事業につき徴収する分担金（前条第2項の金銭を含む。）の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定により市町に負担させる額の合計額に当該割合を乗じて得た額を差し引いて得た額（当該特別徴収金の徴収に係る土地が法第91条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入の額のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

4 知事は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、当該特別徴収金を免除することができる。

5 省略

（分担金及び特別徴収金の徴収方法）

**第5条 分担金**

は、毎年度各二半期に分けて賦課徴収する。ただし、精算は年度経過後会計閉鎖期までに行うものとし、過納額は還付し、又は次年度の納付額に充当し、不足額は追徴する。

2 特別徴収金は、一時に全額を賦課徴収する。

3 第1項の規定は第3条第2項の金銭の徴収方法について、前項の規定は前条第5項において準用する第3条第2項の金銭の徴収方法について、それぞれ準用する。

**附 則**

— 省略

3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、第1項の分担金を免除することができる。

4 省略

（分担金の徴収時期）

**第5条 第3条第1項の分担金（第4条に規定するものを除く。）**

は、毎年度各二半期に分けて賦課徴収する。ただし、精算は、年度経過後会計閉鎖期までに行なう。その結果過納額は還付し、又は次年度の納付額に充当し、不足額は追徴する。

2 前条第1項の分担金は、受益地の転用のあつた年度に1回に賦課徴収する。

**附 則**

1 省略

2 土地改良法附則第2項の規定により国から貸付けを受ける場合における第2条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、第2条第1項中「交付を受けた補助金」とあるのは「土地改良法附則第2項の規定により貸付けを受けた貸付金」と、第4条第1項中「補助金の交付」とあるのは「土地改良法附則第2項の規定により貸付金の貸付け」と、「交付された補助金」とあるのは「同法附則第2項の規定により貸し付けられた貸付金」とする。

（土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例の一部改正）

**第2条** 土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例（昭和33年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において「<u>県営土地改良事業</u>」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条から第85条の4まで又は第87条の2から第87条の5までの規定により行う事業その他これらに類するものとして知事が定める事業をいう。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（用語の定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において「<u>県営土地改良事業</u>」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条、<u>第87条の2又は第88条</u>の規定により行う事業その他これらに類するものとして知事が定める事業をいう。</p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正）

**第3条** 愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成28年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の徴収方法)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営事業が完了した年度(当該国営事業によって生じた施設で当該国営事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧については、当該国営事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算して、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める年数とする。ただし、当該国営事業が完了する以前において、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後において知事の指定する年度の初日から起算するものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p><b>第5条 県は、別表に掲げる国営事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者が当該国営事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途(農用地としての用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該3条資格者から特別徴収金を徴収する。</b></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(負担金の徴収方法)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営事業が完了した年度(当該国営事業によって生じた施設で当該国営事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営事業及び当該災害復旧については、当該国営事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度)の翌年度_____から起算して、別表の第1欄に掲げる国営事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める年数とする。ただし、当該国営事業が完了する以前において、当該国営事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき3条資格者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後において知事の指定する年度_____から起算するものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p><b>第5条 県は、別表に掲げる国営事業の施行に係る地域内にある土地につき3条資格者が当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途(農用地としての用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該3条資格者から特別徴収金を徴収する。</b></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

- この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の全部又は一部を農地以外に転用した者であって第1条の規定による改正前の県営土地改良事業分担金徴収条例第4条第1項の分担金を納付していないものについては、当該転用した土地を自ら土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条の2第1項に規定する目的外用途に供したものとみなして、第1条の規定による改正後の愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例第4条(第2項を除く。)並びに第5条第2項及び第3項の規定を適用する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和39年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 規制分区 )</p> <p><b>第 2 条</b> この条例において、「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「漁港区」、「バンカー港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」、「クルーズ港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第 1 項の規定により知事が指定して告示した「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「漁港区」、「バンカー港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」、「クルーズ港区」及び「修景厚生港区」をいう。</p> <p>( 禁止構築物 )</p> <p><b>第 3 条</b> 法第40条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げる分区について、それぞれ当該各号の表に定めるところによる。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物及び臨港地区内の特定の地区について知事が策定した計画において整備することが適当と認められた構築物については、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>クルーズ港区</u> 別表第 8</p> <p>(9) <u>修景厚生港区</u> 別表第 9</p> <p><b>別表第 1 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次 _____ に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、<u>貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業</u>その他知事が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3)～(12) 省略</p> <p><b>別表第 2 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次 _____ に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、<u>貨物利用運送事業、運送取次事業</u>その他知事が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>別表第 4 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次 _____ に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 8 号の 3 から第 10 号の 2 までに掲げる港湾施設</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p><b>別表第 7 省略</b></p> <p><b>別表第 8 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) <u>旅客船又は港湾の旅客のための法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設</u></p> <p>(2) <u>旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業、自動車賃貸業、観光業</u>その他知事が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) <u>港湾の旅客又は港湾の旅客に関連する事業者の利便の用に供するための銀行又は保険業者の支店その他の営業所の店舗</u></p> <p>(4) <u>港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設、図書館、博物館、水族館、公会堂、展望施設</u>その他知事が指定するこれらに類する施設</p>	<p>( 規制分区 )</p> <p><b>第 2 条</b> この条例において、「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「漁港区」、「バンカー港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」 _____ 及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第 1 項の規定により知事が指定して告示した「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「漁港区」、「バンカー港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」 _____ 及び「修景厚生港区」をいう。</p> <p>( 禁止構築物 )</p> <p><b>第 3 条</b> 法第40条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げる分区について、それぞれ当該各号の表に定めるところによる。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物及び臨港地区内の特定の地区について知事が策定した計画において整備することが適当と認められた構築物については、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>修景厚生港区</u> 別表第 8</p> <p><b>別表第 1 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次の各号に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、<u>貨物運送取扱事業</u> _____、貿易関連業その他知事が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3)～(12) 省略</p> <p><b>別表第 2 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次の各号に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、<u>貨物運送取扱事業</u> _____ その他知事が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>別表第 4 ( 第 3 条関係 )</b></p> <p>次の各号に掲げる構築物以外の構築物</p> <p>(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号 _____ から第 10 号の 2 までに掲げる港湾施設</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p><b>別表第 7 省略</b></p>



- (5) 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- (6) 税関、地方入国管理局、検疫所、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- (7) 港湾の旅客又は港湾の旅客に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル、店舗、船用品販売所及び飲食店（風俗営業等適正化法第2条第1項又は第6項の規定に該当する営業を行うものを除く。）その他知事が指定する便益施設
- (8) 港湾の旅客又は港湾の旅客に関連する事業者の利便の用に供するガソリンスタンド

別表第9 省略

別表第8 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（家賃の決定）</p> <p><b>第9条</b> 一般県営住宅の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第19条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の額以下で、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第1項ただし書の場合を除く。）において、法第34条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（収入の申告等）</p> <p><b>第9条の2</b> 入居者は、毎年度、知事に対し、省令第7条に規定する方法により、収入を申告しなければならない。ただし、入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項本文の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。ただし、前項ただし書の場合は、省令第9条に定める方法により、収入の額を認定することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>（入居者の保管義務等）</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p>	<p>（家賃の決定）</p> <p><b>第9条</b> 一般県営住宅の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第19条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の額以下で、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合_____において、法第34条の規定による_____請求を行つたにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（収入の申告等）</p> <p><b>第9条の2</b> 入居者は、毎年度、知事に対し、省令第8条に規定する方法により、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項_____の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>（入居者の保管義務等）</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p>

6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第11条第2項及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

7 省略

8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該一般県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

9 省略

( 公営住宅建替事業に係る家賃の特例 )

第21条の6 知事は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、政令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

( 公営住宅の用途の廃止による一般県営住宅への入居の際の家賃の特例 )

第21条の7 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を一般県営住宅(当該公営住宅が一般県営住宅である場合にあっては、他の一般県営住宅)に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、政令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条第2項及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

7 省略

8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該一般県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

9 省略

( 公営住宅建替事業に係る家賃の特例 )

第21条の6 知事は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

( 公営住宅の用途の廃止による一般県営住宅への入居の際の家賃の特例 )

第21条の7 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を一般県営住宅(当該公営住宅が一般県営住宅である場合にあっては、他の一般県営住宅)に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

( 愛媛県職員退職手当条例の一部改正 )

第1条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第26号附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</p>

( 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正 )

第2条 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p>

**第3条** 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項の<u>規定</u></p> <hr/> <p>_____、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た額が、愛媛県職員退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項、<u>附則第9項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号。以下「条例第57号」という。）</u>附則第5項、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第8項まで_____並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は_____公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で_____公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た額が、愛媛県職員退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに</p>

附則第29項から第31項まで、第35項及び第36項の規定

---

、条例第26号附則第5項から第7項までの規定、条例第64号附則第12項の規定並びに附則第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附則第29項から第31項まで、第35項及び第36項並びに附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第57号附則第5項、条例第26号附則第5項から第8項まで並びに 条例第64号附則第12項 の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日（同日において、国家公務員の退職手当改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律施行の日）から施行する。

○愛媛県条例第48号

知事等の退職手当に関する条例及び常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の退職手当に関する条例及び常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の額）</p> <p><b>第3条</b> 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の48.1</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の36.5</u></p> <p>(3) 教育長 <u>100分の27.8</u></p> <p>(4) 管理者 <u>100分の24</u></p> <p>2 省略</p>	<p>（退職手当の額）</p> <p><b>第3条</b> 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の50</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の38</u></p> <p>(3) 教育長 <u>100分の29</u></p> <p>(4) 管理者 <u>100分の25</u></p> <p>2 省略</p>

（常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 常勤の監査委員等の退職手当に関する条例（昭和33年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の額）</p> <p><b>第3条</b> 常勤の監査委員等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の当該職員としての在職月数を乗じ、これに<u>100分の7.6</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>（退職手当の額）</p> <p><b>第3条</b> 常勤の監査委員等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の当該職員としての在職月数を乗じ、これに<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、平成30年1月1日（同日において、国家公務員の退職手当改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律施行の日）から施行する。